



令和5年4月21日  
住宅局 建築指導課

## YKK AP 株式会社が生産した特定防火設備(片開き戸)に関する 国土交通大臣認定の仕様への不適合について

○YKK AP 株式会社より国土交通省に対し、同社が生産・出荷した特定防火設備※(片開き戸)のうち、国土交通大臣認定の仕様に適合しないものが、住宅等 2,105 棟(戸の数:約 2.6 万セット)に設置されているとの報告がありました。

※火災の拡大を防止するため、防火区画及び外壁の開口部、避難階段の出入口部分等に用いられるもの。

○これを受け、国土交通省は同社に対して、改修の実施等の所要の対応を速やかに行うよう指示しました。

### 1. 事案概要

令和5年4月13日、YKK AP 株式会社より、国土交通省に対し、同社が生産・出荷した特定防火設備(片開き戸)の一部について、国土交通大臣認定の仕様に適合しない製品があったとの報告がありました。

上記報告を受け、国土交通省から同社に対し、不適合の特定防火設備の出荷先等の調査を指示した結果、令和5年4月20日までに、以下の報告がありました。

- (1) 大臣認定の仕様に適合しない製品が設置されている建築物は、住宅等 2,105 棟(戸の数:約 2.6 万セット)で、平成8年4月から平成19年12月までに取り付けられたものであること。(参考1)
- (2) 不適合の内容は、以下のとおりであること。(参考2)
  - ① 大臣認定の仕様では、ガラス溝部にバックアップ材を使用することとなっているところ、同社はバックアップ材を使用していなかった。
  - ② 大臣認定の仕様では、枠の気密材にクロロプレンゴムを用いるべきところ、同社はEPDM(エチレンプロピレンジエンゴム)を使用していた。
- (3) 同社は、今後、不適合の特定防火設備が設置された物件の所有者に速やかに連絡をし、建築基準法に適合させるための改修を行う方針であること。

### 2. 国土交通省における対応

#### (1) YKK AP 株式会社への指示

特定防火設備(片開き戸)に関する国土交通大臣認定の仕様への不適合について、別紙1のとおり、所要の対応を速やかに行うよう指示しました。

#### (2) 関係特定行政庁への依頼

国土交通省は、関係特定行政庁に対し、物件リストを情報提供し、必要な対応を進めるよう依頼しました。

### 3. 相談窓口

(1) YKK AP 株式会社において、以下の相談窓口が設置されています。

【窓口】 ○お客様からのお問い合わせ先

YKK AP 株式会社 お客様相談窓口

電話番号 0120-84-1134

受付時間 9:00-17:00(土日祝を除く)

○建築・設計関係者からのお問い合わせ先

YKK AP 株式会社 ビル本部 品質保証部

電話番号 03-5610-8151

受付時間 9:00-17:00(土日祝を除く)

(YKK AP 株式会社における公表)

<https://www.ykkap.co.jp/company/important-notice/20230421>

(2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】 電話番号 0570-016-100(ナビダイヤル)

ナビダイヤル以外は 03-3556-5147

受付時間 10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始を除く)

(問い合わせ先)	国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐	中古 (内線 39-564)
		技術調査係長 田畑 (内線 39-525)
	代表	03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513

(別紙1)

令和5年4月21日

YKK AP 株式会社  
代表取締役社長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

特定防火設備(片開き戸)に関する国土交通大臣認定の仕様への不適合への対応について

貴社より報告があった、貴社が国土交通大臣認定の仕様に適合しない特定防火設備を製造・出荷したことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を行うとともに、対応状況について適宜、国土交通省に報告するよう求める。

- ① 所有者等関係者への丁寧な説明
  - ・所有者等関係者に対して、事案について丁寧に説明するとともに、改修等の具体的な方針を示すこと。
- ② 特定行政庁への報告
  - ・特定行政庁に対して、事案について可及的速やかに報告し、是正について協議を行うこと。
- ③ 改修等の迅速な実施
  - ・大臣認定の仕様に適合しない特定防火設備について、可及的速やかに改修等の対応を行うこと。
- ④ 原因究明及び再発防止策のとりまとめ等
  - ・今回の事案の原因究明を行い、再発を防止するための改善策をとりまとめ、確実に実行すること。
  - ・他に大臣認定の仕様への不適合がないか必要な調査を行うこと。
- ⑤ 相談窓口の設置
  - ・相談窓口を設置し、所有者等関係者の意向を十分に把握し、誠意をもって対応すること。

(参考1)

### 都道府県別棟数

都道府県	対象棟数	都道府県	対象棟数
北海道	29	滋賀県	18
青森県	3	京都府	18
岩手県	8	大阪府	89
宮城県	29	兵庫県	62
秋田県	0	奈良県	15
山形県	7	和歌山県	6
福島県	17	鳥取県	3
茨城県	15	島根県	19
栃木県	26	岡山県	12
群馬県	8	広島県	50
埼玉県	100	山口県	10
千葉県	52	徳島県	2
東京都	613	香川県	5
神奈川県	146	愛媛県	12
新潟県	15	高知県	11
富山県	5	福岡県	163
石川県	3	佐賀県	18
福井県	16	長崎県	64
山梨県	11	熊本県	30
長野県	37	大分県	64
岐阜県	19	宮崎県	32
静岡県	70	鹿児島県	59
愛知県	82	沖縄県	19
三重県	13		
計			2,105

【対象の防火設備】

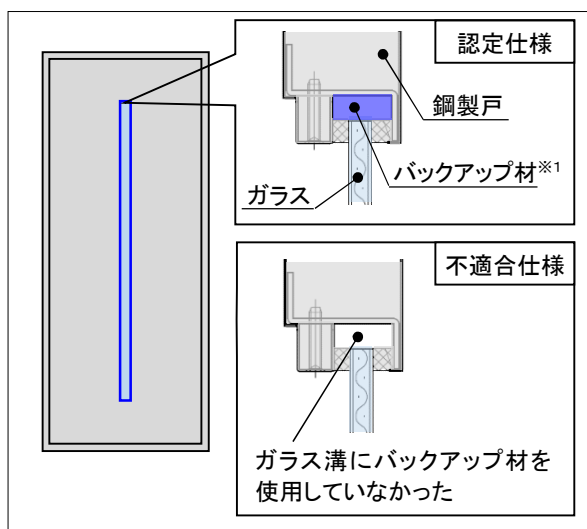
(製品の的外観)



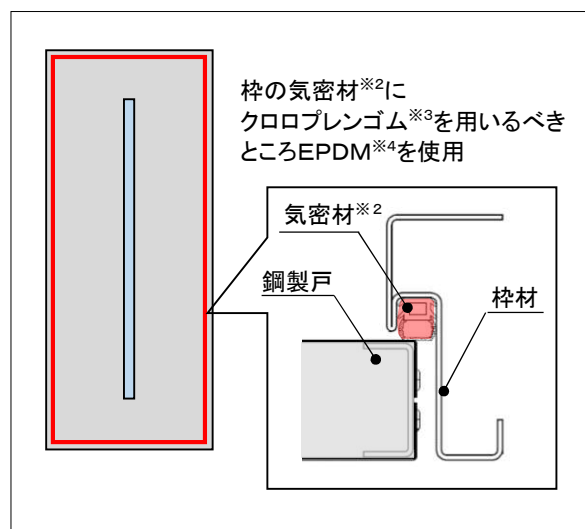
<片開き戸>

【国土交通大臣認定の仕様への不適合概要】

<不適合事象①>



<不適合事象②>



※1. バックアップ材：鋼製戸とガラスの隙間を埋める材料。

※2. 気密材：鋼製戸の枠に取り付けられた気密や水密を保つためのゴム等の材料。

※3. クロロプレンゴム：合成ゴムの一種で強度があり、耐油性、耐薬品性を有す。

※4. EPDM（エチレンプロピレンジエンゴム）：合成ゴムの一種で強度や柔軟性に優れている。